

## 【地域未来投資促進法の概要】

### ◆ 地域で生まれつつある地域未来投資の動き

- 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

#### <「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

##### 成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材



航空機市場の成長予測：  
国内生産額1.8兆円（2015年）  
⇒ 3兆円超（2030年）

##### 農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化



6次産業化市場の成長予測：  
10兆円（2020年）

##### 第4次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による  
課題解決・高収益化



第4次産業革命関連の成長予測：  
付加価値額 30兆円（2020年）

##### 観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用した  
スタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用



スポーツ国内市場の成長予測：  
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）

##### 環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー



環境・エネルギーの成長予測：  
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

##### ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備



健康医療関連国内市場の成長予測：  
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）

# ◆ 地域未来投資促進法の枠組み

## 《ねらい》 地域経済を牽引する事業、成長性の高い分野へ取り組む事業を支援

- 1 市町村と都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 2 企業は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 3 都道府県知事が承認した事業に対して、国と地方自治体は集中的に支援を行う。

### ①市町村・都道府県が基本計画を策定

- 〇〇県〇〇地域基本計画
- ・経済的効果に関する目標
  - ・地域の特性 × 推進したい事業分野
  - ・自治体による事業環境整備の内容

#### 【基本計画策定のポイント】

- ◎ 地域経済を牽引する担い手（企業の投資計画など）を反映させながら基本計画を策定
- ◎ 案件の発掘に当たっては、地域の企業、産学金（支援機関、銀行、大学など）の情報を活用

### ②企業が地域経済牽引事業計画を策定

- 地域経済牽引事業計画
- ・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
  - ・地域経済牽引事業の経済的効果

#### 【承認事業に対する支援措置】

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| ① 税制   | 法人税税額控除<br>地方税軽減               |
| ② 補助金  | 地方創生推進交付金                      |
| ③ 金融   | ファンドによるリスクマネー<br>日本政策金融公庫低利融資  |
| ④ 規制特例 | 農地転用、開発許可等の配慮<br>工場立地法緑地面積率の緩和 |

### ③都道府県知事が事業計画を承認